

薩摩川内市パートナーシップ宣誓制度 利用可能な行政サービス

- 各行政サービスを受けるためには、それぞれの要件を満たす必要があります。
- パートナーシップ宣誓の有無に関わらず、「同居人」「生計を同一にする者」等であれば利用可能なサービスや、「委任状」により本人以外が申請可能なサービス等もありますので、ご相談ください。
- 今後も、利用できる行政サービスの追加等がありましたら随時お知らせします。

制度・サービス名	制度内容・注意点	宣誓	お問合せ先
市営住宅入居	・パートナーシップ宣誓制度に基づき宣誓した人も入居可能	要	建築住宅課
搬送証明書申請（救急）	・本人または同一世帯以外の方が申請する場合、委任状、その他の書類が必要な場合あり	不要	消防局 予防課
り災（届出）証明申請（火災）	・本人または同一世帯以外の方が申請する場合、委任状、その他の書類が必要な場合あり	不要	消防局 予防課
り災証明書・り災届出証明書（火災以外）	・災害による住家の被害程度等を証明するもの ・住民票上同一世帯であれば委任状省略で申請・受領が可能 ・同一世帯以外の代理人が申請する場合は、委任状が必要 ・身分証明書(本人以外の代理人が申請する場合は代理人の身分証明書)のほか、申請内容によって被害状況が分かる写真が必要	不要	福祉政策課
パートナーからの暴力（DV）についての相談	・パートナーからの暴力については、性別等に関わりなく対応（性的少数者の方からの相談もお受けします。） ・暴力は身体的暴力だけでなく、精神的、経済的、性的暴力など多岐にわたります。	不要	こども家庭課
薩摩川内市U I J ターン者家賃等補助金	・U I J ターン者が市内中小企業に就労する場合に家賃の一部を補助するもの ・甕島区域においては、移住支援金という形で単身世帯で10万円、2人以上世帯で20万円の追加支給がある ・住民票上、同一世帯であれば、移住支援金の2人以上世帯要件での支給が可能	不要	産業人材確保・移住定住戦略室